

定期検査延期時の検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

定期検査延期時の検査に関する事項

改正理由

定期検査を延期して実施する場合、延期後の検査日に基づき検査の種類を決定すると、建造後の経過年数が増えることにより実施すべき検査の種類が変わり、検査要件が厳しくなる可能性がある。

例えば、3 回目の定期検査を延期する場合、当該検査の実施時期が建造後 15 年を超える時期となり、現行規則では 4 回目の定期検査として規定されている検査を行う可能性がある。

このため、区画及びタンクの内部検査については、定期検査を延期して実施する場合においても、船級証書の満了日に基づき検査の種類を決定する旨規定されているが、その他の検査項目についてはその取扱いが不明確となっていることから、これらに対しても船級証書の満了日により検査の種類を決定できるよう関連規定を改めた。

改正内容

定期検査を延期して行う船舶については、定期検査の一般規定として、船級証書の満了日により検査の種類を決定することができる旨を規定した。